

一般社団法人 千葉県社会福祉士会  
2018年度 第7回理事会議事録

1. 開催日時 2019年3月10日（日）10:04～12:07

2. 会場 塚本千葉第五ビル 3階 事務局

3. 出席者 会長 渋沢  
副会長 常陸谷、四ノ宮、浅見  
事務局長 横林  
会員理事 (総務委員会 広報部会) 山口（利）、古澤  
(総務委員会 企画部会) 岡本  
(研修委員会) 宮本、宮下  
(ばあとなあ委員会) 小川  
(災害対策委員会) 市原、服部  
外部理事 山本、矢部  
監事 山口（定）、奥野  
敬称略

4. 議題

（1）会長と三役会からの報告

- ・ 2020年役員選挙に伴う選挙管理委員の公募（2019年6月公募開始予定）
- ・ 次年度理事会開催日程
- ・ 新年度事務局員の雇用契約
- ・ 法人後見監査について
- ・ 無料定額宿泊所にかかる会長声明
- ・ 司法福祉パンフレットのクレジットの件
- ・ 大人の文化祭開催報告

（2）各委員会報告事項に対する質疑

（事前資料によりご確認ください）

（3）議事

- ・ 今年度補正予算と次年度予算及び事業計画
- ・ 倫理規程について
- ・ 総務委員会企画部会員の増員
- ・ 就業規程類の見直し
- ・ 会員の退会について

5. 議事録

○ 出席者の確認

事務局次長より、第7理事会、今年度最後の理事会である 現在、理事会出席者15名 定款第34条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告

### 事務局次長：

会長より開会挨拶をお願いする 三役会は会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成されている

#### ○ 会長から開会挨拶

- ・ 来週、日本社会福祉士会の臨時総会に出席予定である 長野県士会より会費について要望書が出ている 半年ほど前に千葉県士会からも、減額の要望書を出しており、事がどんどん移管される中で会費がそのままであることから、長野県士会の要望に対して千葉県としても賛同を示してしている
- ・ 昨日は、ぱあとなあの全体会に出席させていただいた 懸案のささえあいについて色々なご意見いただきいて、お話を伺わせていただいて良かったなと思っている 次回もしくは次々回の理事会で、報告やご提案いただけるのかなと思っているところである
- ・ 大人の文化祭は、たくさん参加いただきて、とても楽しい集まりであった また続けていければよいなと思っている 今日もよろしくお願ひする

#### ○ 三役会報告

### 事務局次長：

- ・ 2020 年役員選挙に伴う選挙管理委員の公募について、  
2019 年度、今年の 6 月から選挙のための選挙管理委員の公募を開始予定である みなさま情報の共有をお願いしたく、前回の流れを資料に掲載した 宜しくお願ひする

### 事務局長：

- ・ 次年度理事会開催日程について、  
お示ししている日程をご確認いただきたい 日程調整を、宜しくお願ひする
- ・ 新年度事務局員の雇用契約について、  
来週以降お一人ずつ面談ヒアリングを行って契約更新の予定である 松戸市支援員も別途面談予定である

### 会長：

- ・ 法人後見監査について、  
3 月 5 日に法人後見監査を行った 3 名の監査委員にご出席いただいた 内部からは、会長・事務局長・ぱあとなあ委員長・副委員長・実務担当者 2 名、合せて 6 名が出席した 法人後見監査委員会議事録で報告させていただく

昨年度からチェック表を用いて内部監査後、監査委員による監査チェックを行っている  
現在、法人後見 1 件であるが、今後どうしていくのか、会として、積極的に法人後見を行っていくのかの姿勢が明確でないと以前からご指摘いただいている  
実務の担当者の方が孤軍奮闘しているのが実情であり、会として今後どのように関わっていくのかをまずこの 1 件の法人後見にきちんと関わりながら、今後の方向を考えていきたいと思っており、内部の 6 名で 4 月に今後の関わり方含めて話し合い予定である  
話し合い経過については、改めて理事会に報告する

- ・ 無料定額宿泊所にかかる会長声明について、  
この趣旨としては二つ、一つは一部屋をベニヤで囲っただけの簡易個室等が相当数あることの改善、もう一つは、無料定額宿泊所の利用について原則 3 か月までであり、その後の対応が市町村によって違う、原則 3 か月も守られていない市町村もあり、そのことの改善要求である  
今後は、意見交換の場を作っていくらと思っている

### 質疑：

- ・ 松戸の支援事業を受託して2年、支援員の頑張りの成果か、間仕切りだけの劣悪な環境の簡易個室だったところが無くなった 松戸は協力体制が出来てきており、対応が進んでいるが、行政側も実態が見えなくて投げてしまっているケースもあるのではない  
か、と感じている
- ・ 介護保険等の対象者は支援につなげやすいが、若い方、きっかけとなるところが見え  
なくて、支援につなげられていない実態があると感じる
- ・ 3月発行の広報誌ではSSSの方に原稿をお願いしており、「働くこと」をテーマにし  
ている このこととのつながりも含めて報告する

### 会長：

- ・ 司法福祉パンフレットのクレジットの件、  
前回理事会で、三役会に一任いただき議論した結果、やはり「クレジットを入れずにパ  
ンフレットの作成発行することは認められない」との結論に至った このことを司法福  
祉委員会に通達し、「パンフレットの作成発行しない」との回答であったことを報告する

### 事務局長：

- ・ 大人の文化祭開催報告  
実行委員会の中心となった事務局次長が本日欠席のため、代理で報告する  
会長からの報告にもあった通り、参加くださった方も運営側も皆が楽しめる素敵な催し  
となった  
参加人数は55名（内 子ども4名）、会員38名、非会員13名、懇親会も参加くださ  
った方が、25名もいらした  
後程の委員会からの報告にあるが、今回手伝ってくださった方が、企画部会に参加さ  
れることになった これをきっかけにして会員同士のつながりや輪が広がっていけたら  
良いと思う

今回限りで無く広げて深めて行けるようなことを続けていきたい

今年度から、次年度予算と事業計画が理事会承認となったが、総会が1回になってしまった分、会員のみなさまに会としてどんな活動をしていくのかを知っていただく機会  
としても大事な位置付けと考えている

現会長と歴代会長2名が登壇、後から到着された歴代会長が席上から『どんな思いで  
会を運営して来られたか』等の思いも聞くことが出来た

以上、報告する

### ○ 各委員会報告事項に対する質疑

各委員会資料の通り

### （研修委員会）

#### 説明：研修委員会長

- ・ 委員数が増え、全員で会議開催の場合、意見がまとまらない場合を考慮し、研修委員  
会内の組織変更を行い、リーダー会議を行ってから、委員会全体会議を行うこととする
- ・ 基礎研修Ⅲ修了者に最終確認したところ、成年後見人材育成研修受講希望者は30名  
から35名が手を挙げた 宜しくお願ひする

(ぱあとなあ)

説明：ぱあとなあ千葉運営委員長

- ・ 第5回理事会（2018年11月18日開催）で、ささえあい制度の配分承認いただいた内の1件が取下げとなった　返還の承認をお願いしたい
- ・ 3月7日に第2回ささえあい配分委員会を開催し、ぱあとなあ千葉申請案件3件について申請内容を確認し、申請を受理した　支出承認をお願いしたい

質疑：

- ・ 報酬審査金額が決定した後、市町村への助成申請が認められない場合、被後見人の預貯金からは報酬が難しいとの後見人の判断でささえあいに申請し、配分委員会で検討されているのだろうが、今回の返還が、「被後見人からの報酬が見込めるようになったから」だとしたら、この制度での二重請求等の懸念は無いのか
- ・ 今回はお申し出いただいたから良いのだが、なぜ返還に至ったかの確認は必要
- ・ ある市ではだれを対象として市長申立てに対するのか、内部基準の作成をという話も出ていたようだ
- ・ 内規があって、オープンになっている市町村、オープンになっていない市町村がある少なくとも、オープンになっている市町村だけでも整理すること必要ではないか
- ・ ささえあい制度の対象案件を法人後見で支える、という考え方が正に社会福祉士の担うことに結びつくのではないか

事務局次長：

- ・ ささえあい制度への返還1件について  
会計処理（ささえあい口座へ年度内に戻す）を確認して承認
- ・ ささえあい制度への支出3件について  
賛成の方挙手をお願いする→賛成多数　これにより申請案件3件に支出する
- ・ 理事会承認事項として、ぱあとなあ千葉運営委員を1名追加承認依頼が出ている  
賛成の方挙手をお願いする→賛成多数　これにより1名の追加を承認する

(災害対策研修会)

説明：災害対策委員会委員長

- ・ 資料の通り

(総務委員会企画部会)

説明：事務局次長

- ・ 企画部会員増員について、本日配布した資料をご確認いただきたい  
先日の「大人に文化祭」でスタッフとしてお手伝いいただいた方5名である  
賛成の方挙手をお願いする→賛成多数　これにより5名の追加を承認する

(総務委員会広報部会)

説明：総務委員会委員長

- ・ 本日配布した資料をご確認いただきたい  
新しいパンフレットについて、「大人の文化祭」で配布した案を本日配布してお示ししている　予算は平成30年度補正減額して、平成31年度予算とした

- ・ 次号広報誌、コラボ企画のグループワークについては配布資料をご確認いただき、税ご参加いただきたい

**質疑 :**

- ・ 「大人の文化祭」で、会があることの存在を知らせる活動をしていないのではないか、試験会場でチラシを配布する等を行ってはどうか、とのご意見があつた
- ・ 以前は行っていたのだが、思いの他入会につながらず、やらなくなってしまった

**議事 会員の退会について**

**(事務局)**

**説明 : 事務局次長**

- ・ 今年度末で 3 年の年会費未納となる 2 名について、定款第 8 条の「会員の資格喪失」に基づき退会手続きの承認をお願いする。尚、平成 30 年度に於いても 3 回の納付案内発送を行い、広報誌、総会資料等郵便物は届いていることを申し添える。承認お願いする。
- 賛成の方挙手をお願いする→賛成多数** これにより 2 名の会員資格喪失を承認する

**議事 今年度補正予算案と次年度予算案及び事業計画案**

**説明 : 事務局長**

- ・ 補正予算案について、当日配布資料をご確認いただきたい
- 今年度の事業の決算見込みを基に補正予算を作成させていただいたものが今回提出した補正予算案である ご承認いただきたい

**事務局次長 :**

- ・ 前期までは総会承認だったところの、初めての理事会承認事項である ご意見いただきたい

**質疑 :**

- ・ 予算は赤字のままで良いのか

**説明 : 事務局長**

- ・ 税理士にも確認済である 今までは繰越金をもってくことで収支を合わせ予算が膨らんでしまっていた 補正後のこのままの金額を来年度以降の予算の参考としていただきたい思いもある

**賛成の方挙手をお願いする→賛成多数** これにより今年度補正予算は承認された

**説明 : 事務局長**

- ・ 事業計画案については、各委員会からいただいた内容について体裁以外は変更していない 基本活動方針と重点事業内容については会長からご説明いただく

**説明 : 会長**

- ・ 基本活動方針については、地域共生社会に実現に向けた活動の中で、ソーシャルワークの役割がますます重要になってきているのではないか、ということを方針として挙げている
- ・ 重点事業内容については、みなさまに相談前に作成させていただいたものである ご意見いただきたい

I. ソーシャルワークの実践の現状と課題ー先に出た無低のことなどもこれにあたる活動  
II. 他分野との協働ー弁護士会等との 5 団体での協議会を始めていること

III.会員相互のつながり、会の活性化ー「大人の文化祭」もこれに含まれた活動

IV.地域集会と代議員制のありかたー今までいいのだろうかとの懸念がある

V.委員推薦依頼ー公募等も取り入れている

VI.研修センターのこと

VII.成年後見利用促進制度のことー会としてどうしていくかということ

以上を挙げたが、不要・追加含めてご意見いただきたい

**質疑 :**

- ・ 日本社会福祉士会から認定資格研修を各都道府県で行って欲しいとの要望が来ている
- ・ 看護師や医師等は長い期間を掛けて認定の土壤を作ってきてている 社会福祉士の短い期間では土壤期間が足りていないのではないか 比較はできない
- ・ 司法書士の場合は、認定の司法書士で無ければ出来ない仕事もある 社会福祉士としての職域が広がる等がありえることであれば、会として広めることも必要と考える
- ・ 今のところ職域の広がりは無いのではないか
- ・ 地域において社会福祉士に何ができるのか 認定の方向にこだわらず、これから社会福祉士のありかたを考える方向で良いのではないか
- ・ 司法と福祉の協議会を、企画部会枠に追記願いたい
- ・ 例えば、総会終了後に県民公開講座を定期的に行えると良いのではないか

**事務局次長 :**

**2019年度事業計画案について、本日上がった一部追記含め賛成の方挙手をお願いする**

→賛成多数 これにより 2019年度事業計画案は承認された

**説明：事務局長**

- ・ 2019年度予算案について、今回から予算書の記載方法を変更している すべての事業について収支が分かるような記載方法に変更した  
今後はこの記載方法に変更を予定している
- ・ 来年度以降、今年度補正を参考にしていただいて、見込み予算となっているところも過ぎないようにしていただくと、繰越金に頼らないしっかりととした予算も見えてくる 宜しくお願いする

**事務局次長 :**

**2019年度予算案について、賛成の方挙手をお願いする**

→賛成多数 これにより 2019年度予算案は承認された

**議事 倫理規程について**

**説明：会長**

進捗説明させていただく

- ・ 会が会員を懲戒する権限がどこにあるかについて、除名以外が定款に無いのでそこをどこに置くかということ
- ・ 苦情の申立てについては、日本会のガイドラインでは、なんびとでも申立てが出来る様に読み取れるところについて、日本会に問合せ中であるので、回答を待って、再度検討委員会を行い、5月の理事会で報告させていただく予定である 急いで決めてしまうつもりではないが、動かしながら検討していく段階に入っている

## 議事 就業規程類の見直し

### 説明：事務局次長

- 就業規程見直しの前に、時間外勤務の考え方について、みなさまのご意見をいただきたい

職員の所定労働時間が本会の場合、1日7時間、1週35時間となっているが、労基法上の時間外は1日8時間、1週40時間超を超えた場合で良いとなっている。今後も所定労働時間超を時間外（1.25倍）として賃金計算するので良いのか案としては3つ、

- 1.従来通り7時間超で時間外賃金計算とする
- 2.労基法に基づき、8時間超から時間外賃金計算とする
- 3.今までの雇用者は、今まで通り7時間超で時間外賃金計算、今後雇用されるものは8時間超で時間外賃金計算とする

参考として、昨年度の7時間超8時間までの年間合計時間外時間は約480時間であり、金額は約150,000円であった

### 質疑：監事

- 労基法では労働者側の不利益改定は労使合意が必要である

### 説明：事務局次長

現状維持が良いと思う方賛成の方挙手をお願いする→賛成多数 これにより時間外計算は従来通りとする

### 説明：事務局次長

2019年度4月1日からの就業規程運用を目指し、本日みなさま持ち帰ってのご意見をいただいた後、内容精査については社労士と確認を取りながらの三役会に一任いただきこの承認をいただきたい

賛成の方挙手をお願いする→賛成多数 これにより就業規程は2019年度4月1日からの運用を目指し三役会に一任いただいた

### 事務局次長：

以上で、第7回理事会を終了する

12:07閉会